

ハカセ

玉手ねこ

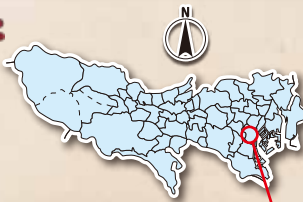
# 法史の玉手箱

法務史料展示室だより

第42号

法務史料展示室は、現在法務省が所蔵する史料を閲覧に供し、わが国の法や司法制度への理解を広めていただく場です。展示室への興味をより強くもっていただけたらという気持ちをこめて、展示室だよりを発信しています。

## 猫と博士の史跡散歩



東京の街と歴史に詳しい玉手ねこが、法史学者のハカセと一緒に、東京の史跡を案内します。第11回目は、明治の息吹を感じさせる港区の芝公園付近を歩きます。

### ① 尾崎紅葉生誕の地



明治時代の小説家、尾崎紅葉が生まれた場所だよ。熱海の貫一お宮の像で有名な『金色夜叉』の作者ですね。



紅葉は旧暦の慶應3年(1867)12月、翌年に元号が明治と改まる年に生まれている。明治30年(1897)から読売新聞で連載が始まった金色夜叉は、日清戦争後の社会の動きを上手にとらえた明治時代の国民文学の代表作と評価されている。



愛か財か・・・紅葉がどのような結末を構想していたのか気になります。芝公園の紅葉山にちなんでもペンネームを名乗ったそうですね。



その頃には、現在東京タワーのある場所に紅葉館もあった。紅葉館は、同14年に設立された会員制の高級料亭じゃ。創設者の一人には読売新聞初代社長の子安峻がおってのう、紅葉ら文人たちのサロンとして、または政治家などの接待に、幅広く利用されたそうじゃ。



### ② ガス灯



明治時代、このあたりにはガス灯があったんだ。東京ガスの本社も近くにありますがね。



ガスを使用した街灯は、明治5年、横浜の馬車道から本町通りにかけて点されたのが日本のはじめといわれている。その翌々年、東京にも京橋から金杉橋までの間に85基のガス灯が点火された。



照明にガスを使用するというのは意外ですね。



もっとも、屋内灯は石油ランプが主流であった。また、明治中期頃から電灯が台頭してのう、送電方法の改良に伴い、ガス灯は次第にその数を減らしていくのじゃ。



### ③ 増上寺



徳川家康が江戸入府の際に徳川家の菩提所としたことで有名な浄土宗のお寺だよ。2代将軍秀忠をはじめとする将軍らの墓所がある。



芝公園は、増上寺の境内を開放して開園されている。「公園」という形態は、明治に入ってから外国の影響を受けて整備されたものじゃ。明治6年太政官第16号布告は、「古来の勝区」や「名人の旧跡」など「群集遊観の場所」に公園を設置するよう定め、同年には上野、浅草、深川、飛鳥山と並んで、芝増上寺の一部が都内の公園として指定されている。

### ④ 愛宕山



東京23区内で最も高い天然の山で、慶長8年(1603)に創建された愛宕神社があるよ。参道にはかなりきつい出世の石段がありますね。



この石段は、高松藩士の曲垣平九郎が騎馬で上下して増上寺参詣帰りの3代将軍徳川家光に賞賛されたとの故事が残されておる。山上は大正14年(1925)に日本初のラジオ本放送がなされた場所でもあるぞ。



# 明治期における行政裁判所の創設—行政裁判法の制定に至るまで—

法務図書館が所蔵する「行政裁判法草案」を繙きながら、明治23年公布の行政裁判法を通し、明治期に作られた行政裁判所の成り立ちや役割をご紹介します。

**Q** 行政裁判所って？

**A** 行政裁判所とは、行政事件を専門的に扱う裁判所です。現在の日本国憲法では第76条第1項により、原則として、最高裁判所と法律で定められた下級裁判所のみが裁判を行うこととされています。これに対し、明治22年(1889)に公布された大日本帝国憲法は、第61条で「行政官庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ属スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限りニアラス」と定め、民事事件や刑事事件などを扱う「司法裁判所」から独立した裁判所として、行政裁判所の設置を認めていたのです。

**Q** 具体的にはどのような事件を取り扱ったの？

**A** 明治23年6月30日法律第48号として公布された行政裁判法などの法律で、行政裁判所の具体的な機能が定められましたが、行政裁判所が扱う事件の内容を定めたものは、明治23年10月10日法律第106号「行政庁ノ違法処分ニ関スル行政裁判ノ件」です。同法により、法律あるいは勅令に別段の定めがある場合を除き、列記された事件のみを行政裁判所が扱うこととされました。すなわち、租税および手数料の賦課に関する事件、租税滞納処分に関する事件、営業免許の拒否または取消しに関する事件、水利および土木に関する事件、土地の官民有区分の査定に関する事件という5種類を主として扱うことが、行政裁判所の任務とされたのです。

**Q** なぜ行政裁判所を設置することになったの？

**A** 行政訴訟に関する制度の整備は明治に入ってから始められ、江藤新平が関わった明治5年11月28日司法省第46号布達はその代表として解されています。もっとも、明治7年に同布達が改正されたことによって太政官の関与が明示的になったものの、原則としては民事事件や刑事事件を扱う裁判所が、「人民」により出訴された地方官庁の違法な処分を審理および判決を行うこととされていました。そのようななか、明治14年以降の憲法起草作業をきっかけとして、行政事件を専門的に扱う裁判所を、という構想が本格的に検討されることとなり、上述した行政裁判所の設置が実現したといわれています。

**Q** 誰が行政裁判法の起草に関わったの？

**A** 憲法調査を目的として明治15年に渡欧した伊藤博文が、シュタインやモッセから行政裁判制度についても教示を受け、帰国後に行われた制度取調局での起案にそのときに得た知識を活かしたといわれています。そのようななか、制度取調局内でまとめられた草案が、お雇い法律顧問ロエスレルによる「行政裁判法草案」です。その後、法制局や井上毅、モッセなどによって起案が続けられていくことになりますが、ロエスレルによって司法裁判所から分離した行政裁判所を定めたことが草案中で初めて明示され、その構想が引き継がれて大日本帝国憲法や行政裁判法に至ったと説明されています。このようなことから、「行政裁判法草案」は、明治期における行政裁判所の成り立ちを理解するうえで興味深い史料といえるでしょう。

## 法諺あれこれ

### 庄屋を三年務めると蔵が建つ

江戸時代、地方制度を担った村役人の筆頭が庄屋です。土地によって名主、肝煎とも呼ばれ、身分は百姓ながら、年貢の村請をはじめ、領主の下請的な業務を担いました。勿論、村の惣代として村民の訴願を支配向きに伝えるなどの役目を果たし、場合によっては命を懸けての越訴も行ったのですが、諺のなかに残る庄屋は強欲な者が多かったようです。庄屋には、年貢の村請に際し、自分の持高から幾分かを免税としてその分を村人に賦課する特権が与えられていました。この制度を悪用して私腹を肥やした様を、「三年」で「蔵が建つ」と評したのです。

ところがどれほど富裕な庄屋でも、跡取りに恵まれなければ家産を失い「庄屋の井戸堀」「名主の三代草だらけ」となってしまいます。明治に入ると、庄屋に代わり、財産を失う権力者として「井戸堀代議士」という言葉が生まれましたが、こちらはむしろ清廉な印象です。そして平成の今日、この代議士に、庄屋同様「蔵が建つ」という章句が続くか否かは定かではありません。

## 暦のなかの法

大正10年(1921)11月25日  
摂政を置く

「摂政」といえば、藤原道長・頼道親子などを思い浮かべる方も多いかと思います。遠い昔の人々が就いた職というイメージのある「摂政」、実は、約100年前の大正時代にも一度、置かれたことがありました。大正10年11月25日の『官報』号外には、以下の詔書(天皇の意思を明示した公文書)が掲載されています。

朕久キニ互ルノ疾患ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルヲ以テ皇族会議及枢密顧問ノ議ヲ経テ皇太子裕仁親王摂政ニ任ス茲ニ之ヲ宣布ス

摂政の任命は当時の皇室典範第19条第2項にもとづいて行われ、この詔書によって、病気のため政務を執れない大正天皇が、皇太子の裕仁親王(のちの昭和天皇)を摂政に任じたのでした。

なお、詔書によって摂政を置くという形式もまた、明治42年2月11日に公布された摂政令第2条、「摂政ヲ置キタルトキ又ハ摂政ノ更迭アリタルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス」を根拠としています。

報道などを通じて人々の目に触れ記憶に残る天皇や皇族の行為、その背後には昔も今もこうした法の網の目が張り巡らされているのです。